

## 経営事項審査制度の改正について（お知らせ）

（兵庫県県土整備部 平成20年2月29日）

このことについて、今般、国土交通省においては、中央建設業審議会の意見を聴いて、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）を公布され、また、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の規定に基づき、平成20年1月31日国土交通省告示第85号を制定され、それぞれ平成20年4月1日から施行することとされました。

ついては、今回の経営事項審査制度に係る改正内容及び経営規模等評価申請に係る留意事項等について、以下のとおり、お知らせします。

### 第1 経営規模等評価申請に係る留意事項について

#### 1 経営規模等評価

##### (1) 経営規模等評価の申請書類

経営規模等評価（いわゆる2次審査）について、平成20年4月1日以降、各県民局で受審する際は、新しい基準（以下「新基準」という。）による経営状況分析（いわゆる1次審査）を受けた上で、新しい様式（以下「新様式」という。）により作成した申請書類を提出してください。

なお、既に2次審査の指定日が3月中となっている場合は、新旧どちらの様式でも対応できることとなっていますので、詳細については所管県民局の審査担当課で相談してください。

##### (2) 新基準に伴う経営事項審査の結果通知

新基準に伴う経営事項審査の結果通知は、おおむね平成20年5月以降となります。

#### 2 再審査

改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けているときは、再審査を申し立てることができます（申請者による記載間違いや記入漏れ、又は審査日当日に確認資料を提示せず後日提示すること等を理由とする再審査の申立はできません。）。

また、再審査を申し立てるかどうかは、任意となっていますので、各発注機関から新基準による結果通知書を求められる等、必要に応じて各自で判断してください。

なお、今回の再審査については、審査日の事前申込みの必要はありませんが、審査項目が多く、通常の2次審査の指定日等のため、対応できないことが予想されますので、希望される場合は、受審時期等について、あらかじめ所管県民局の審査担当課で相談してください。

##### (1) 再審査の対象者

再審査を申し立てることができるのは、平成20年4月1日より前の直前の審査基準日に係る経営規模等評価結果の通知を受けた者とする（再審査の申立をする日において、結果通知書の有効期限（審査基準日から1年7か月）内であることが必要で、有効期間が過ぎている場合には、再審査の申立はできない。）

##### (2) 再審査の申立期間

再審査の申立期間は、平成20年4月1日（火）から同7月29日（火）までの120日間（期間厳守）とする。

##### (3) 経営規模等評価及び総合評定値に係る再審査手数料

今回の経営規模等評価及び総合評定値に係る再審査手数料については、無料とする。

##### (4) 必要書類

ア 経営規模等評価再審査申立書（建設業法施行規則別記二十五号の十一（新様式により作成）。別紙一、別紙二、別紙三を含む。）

イ 新基準による経営状況分析結果通知書

ウ 現在有効な経営事項審査結果通知書の写し

エ 再審査の対象となる審査基準日に係る経営規模等評価申請書の副本（県民局で受理済のもの）

オ 決算変更届（直前2期分又は3期分。なお、元請工事高が0の場合は省略可。）

- カ 旧基準による経営状況分析結果通知書（直前2期分。なお、前期に受審していない場合は、前期分の確定申告書及び決算変更届に代える。）
- キ その他、新規加点項目に係る確認書類（詳細は、各県民局にお問い合わせください。）
- ク 切手（普通切手＋配達記録210円相当分）を貼付した返信用封筒（なお、結果通知書を県民局で直接受領する場合は不要。）

### 3 その他

#### 〔兵庫県の建設工事参加資格の取扱い〕

平成20年2月の基準受付時に建設工事の入札参加申請をされた方については、平成20、21年度（H20.7～H22.6）の2年間有効としていますが、平成21年度（H21.7～H22.6）の資格格付は、新しい経営事項審査の結果を基に行うこととしていますので、必ず新しい基準に基づく経営事項審査を受けてください。

注1 平成20年度（H20.7～H21.6）の資格格付に反映される経営事項審査結果は、基準受け付け時に提出いただいた経営事項審査結果としています。

平成21年度（H21.7～H22.6）の資格格付に反映される経営事項審査結果は、新しい基準に基づく平成21年3月31日現在有効な経営事項審査結果とします。

注2 詳細については、別途お知らせします。

## 第2 経営事項審査の改正内容

### 1 改正のポイント

#### (1) 評価項目及び基準の見直し

- ア 完成工事高（完工高）利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価（ $X_1$ 、 $X_2$ ）
- イ 企業実態を的確に反映した経営状況評価（ $Y$ ）
- ウ よりの確な技術力評価（ $Z$ ）
- エ 社会的責任の果たし方によって差の付く評価（ $W$ ）

#### (2) 虚偽申請防止の徹底

- ア 虚偽申請を行いにくい制度設計
- イ 虚偽申請に対するペナルティの強化

#### (3) 企業形態の多様化への的確な対応

- ア 経営状況の連結評価
- イ 新たな企業集団評価制度の創設

#### (4) その他

申請負担の軽減

### 2 総合評定値の算出式

（建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第21条の3）

現行	$P = 0.35 X_1 + 0.1 X_2 + 0.2 Y + 0.2 Z + 0.15 W$
改正	$P = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$

大企業 →  $X_1$ （完工高）の実質ウエイトを大幅に引き下げる一方、 $X_2$ （営業利益・自己資本）の実質ウエイトを相対的に高くする。

中小企業 →  $W$ （社会性等）の実質ウエイトを相対的に高くする。

### 3 経営事項審査の虚偽申請の防止

公共工事の入札契約の公正を確保するため、経営事項審査の虚偽申請を徹底して排除する観点から、新たに虚偽を行いにくい制度を導入するとともに、虚偽申請に対するペナルティを強化することとした。

#### (1) 虚偽申請を行いにくい制度設計

Wにおいて、会計監査人や会計参与を設置している企業を加点評価する。

上記を設置していない企業についても、経理に関する資格を有する企業の経理実務責任者が経理処理について一定のチェック項目を確認した旨の書面を自ら署名して提出した場合には加点評価する。

#### (2) 虚偽申請に対するペナルティの強化

経営事項審査の虚偽申請を行った建設業者に対しては、営業停止期間を15日以上から30日以上に倍増する。

上記(1)でWの監査の受審状況において加点されていた企業については、後日、虚偽が発覚した場合には、営業停止期間を45日以上に加重する。

### 4 経営事項審査等の申請に係る書類の改正

#### (1) 建設業法施行規則（以下「規則」という。）別記様式の主な改正点の概要

##### ア 第2号 工事経歴書

経営事項審査を受審する者も、様式第2号（従来は第2号の2）を使用。

元請完成工事を評価項目としたことに伴い、完成工事高合計のうち元請完成工事として計上した金額を記載。

各配置技術者について、監理技術者、主任技術者の区分を記載。

##### イ 第2号の2 工事経歴書

廃止。

##### ウ 第15号～17号の3までの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び附属明細表

企業会計基準の変更に伴い、貸借対照表において繰延資産として計上される勘定科目のうち、「社債発行差金」を削り、「新株発行費」を「株式交付費」に改正。

注記表において、会計監査人設置会社における当期の研究開発費として費用計上した額を記載。

##### エ 第25号の8 経営状況分析申請書

経営状況の評価指標の改正に伴い、現行の申請書にある「受取手形割引高」を削り、改正後の申請書に「前期減価償却実施額」を追加。

会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社について、経営状況の評点を連結決算で評価することに伴い、改正。

##### オ 第25号の9 兼業事業売上原価報告書

現行の申請者の押印を不要。

##### カ 第25号の10 経営状況分析結果通知書

経営状況の評点に係る項目及び基準の改正に伴い、所要の改正。

##### キ 第25号の11 総合評定値請求書

###### (ア) 第25号の11本紙

「職員数」を「技術職員数」に改正。

「営業年数」については、別紙3に記載。

改正後の申請書の記載項目として「資本金額又は出資総額」、「利益額」を追加。

###### (イ) 別紙1

元請完成工事高の額を記載する項目を新設。

###### (ロ) 別紙2

技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定したこと、監理技術者講習受講者を優遇して評価することとしたことに伴い、所要の改正。

###### (ハ) 別紙3

現行の申請書の記載項目から労働福祉の状況における「賃金不払件数」及び「工事の安全成績」を削り、「退職一時金制度の導入の有無」及び「企業年金制度導入の有無」を「退職一時金制度の導入の有無若しくは企業年金制度導入の有無」と改正。

改正後の申請書の記載項目として、「法令遵守の状況」、「監査の受審状況」及び「研究開発の

状況」を追加。

ク 第25号の12 総合評定値通知書

評価項目及び基準の改正に伴い、所要の改正。

ケ 第25号の14 経営状況分析報告書

経営状況の評定の評価指標の改正に伴い、所要の改正。

コ 第30号 登録基幹技能者講習修了証

新たに登録基幹技能者講習が位置付けられたことに伴い、新設。

サ 別表4及び5

登録基幹技能者講習終了者を新たに技術職員として評価することに伴い、別記様式25の11別紙2の技術者コードを追加。

(2) 確認書類の追加

下記の書類を確認書類として追加。

自己資本の確認書類として、規則別記様式第15号による貸借対照表の写し

利払前税引前償却前利益の確認書類として、法人税申告書別表（別表16(1)及び(2)）の写し並びに規則別記様式16号による損益計算書の写し

監査の受審状況の確認書類として、有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し、又は経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したもの

研究開発費の額の確認資料として、別記様式17号の2による注記表の写し

5 建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等

(1) 建設業許可申請等に係る添付書類の追加

建設業法第8条第1号に該当しないことの客観的な確認を行うため、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の法務局等の官公署が証明する書類（後見等登記事項証明書等）を、許可申請に係る添付書類に追加。

(2) 工事経歴書の様式改正

従来、2種類の様式が定められていた工事経歴書の様式を統一。

(3) 財務諸表様式の改正等

ア 規則別記様式15号から規則別記様式17号の3までの財務諸表について、企業会計基準の変更等に伴い、所要の改正。

イ 有価証券報告書提出会社が建設業許可申請等を行う場合は、有価証券報告書の写しの提出をもって規則別記様式17号の3による附属明細表の提出を免除。

【参考】

国土交通大臣許可業者の再審査

国土交通大臣許可業者については、通常の経営事項審査の申請と同様に、主たる営業所の所在地の存する県民局の審査担当課に必要な書類を提出してください。

今回の「建設業法施行規則等の改正の概要」については、国土交通省ホームページを参照してください（詳細な内容は、下記のアドレスによりアクセスの上、「関連資料一覧 建設業法施行規則、関連告示及び通知等」をクリックすることにより、参照できます。）

国土交通省平成20年1月31日報道発表資料「建設業法施行規則等の改正の概要」ホームページ・アドレス  
[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131_.html)

経営状況分析に係る再審査手数料

経営状況分析に係る再審査手数料については、各登録経営状況分析機関にご照会ください。

〔問い合わせ先〕

兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業係 電話078-341-7711内線4576